

## LOGOSWARE Libra ソフトウェアライセンス利用規約

本利用規約は、ログスウェア株式会社（以下、ログスウェアという）が提供する、ライブラリ型プラットフォーム「LOGOSWARE Libra」および「LOGOSWARE Libra V」をお客様が使用する際の条件を記した規約書です。  
お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件について同意したものとみなします。

### 第1条（定義）

本利用規約において「本ソフトウェア」とは、ログスウェアが、お客様に提供するライブラリ型プラットフォーム「LOGOSWARE Libra」または「LOGOSWARE Libra V」で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。

### 第2条（目的）

本利用規約の目的は、ログスウェアがお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様が「LOGOSWARE Libra」および「LOGOSWARE Libra V」を使用することを可能にするものです。

### 第3条（使用許諾）

- ログスウェアは、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権を許諾します。
- お客様は「本ソフトウェア」を、論理的に一つのインスタンスのみで稼働させることができます。

### 第4条（ライセンスの種類）

- 「本ソフトウェア」を使用することのできるライセンスには、「製品ライセンス」および「年間ライセンス」の2種類があります。
- お客様に許諾されるライセンスは、「商品ライセンス情報」に記載されている通りです。

### 第5条（製品ライセンスに関する特約）

お客様に許諾されるライセンスが「製品ライセンス」の場合、以下の規約が適用されます。

- お客様が「本ソフトウェア」の利用者として公開できる冊数は、お客様がログスウェアから購入したライセンス数に限り、それ以上の冊数を公開する場合は追加のライセンスの購入が必要です。
- お客様は期限の定め無く「本ソフトウェア」を利用することができます。
- 「本ソフトウェア」に関するバージョンアップサービスに関しては、お客様が別途有償のバージョンアップサービスを申請することにより、ログスウェアから提供されます。

### 第6条（年間ライセンスに関する特約）

お客様に許諾されるライセンスが「年間ライセンス」の場合、以下の規約が適用されます。

- お客様が「本ソフトウェア」の利用者として公開できる冊数は、無制限です。
- お客様は「本ソフトウェア」を「商品ライセンス情報」に記載の期限まで利用することができます。期限以降の利用については別途更新の申請が必要になります。
- 「年間ライセンス」を利用できるのは、お客様が自社で所有する本、マニュアル、カタログ、論文、などを掲載する場面に限られます。有償・無償に関わらず、第三者からの依頼・委託を受けてコンテンツを掲載することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアの有効な利用期間中、「本ソフトウェア」に関するバージョンアップサービスをログスウェアから提供されます。

### 第7条（バージョンアップサービス）

バージョンアップサービスの内容、条件に関しては、「ソフトウェア製品 バージョンアップサービス約款」に記載される通りとします。

### 第8条（契約不適合）

- 本ソフトウェアに、本ソフトウェアの操作マニュアルに記述された通りの結果が得られない等の不具合または論理的な誤り（以下、「契約不適合」という）があると認められた場合、当社は当該契約不適合の修正等の履行の追完を行うものとします。
- 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても、お客様の目的を達することができる場合は、当社は追完義務を負わないものとします。
- 本条第一項にかかわらず、当社のウェブサイト等を通じて伝達された「制約事項」については、当社は追完義務を負

わないものとします。

- 製品ライセンス契約のお客様に対して、当社が、本条に定める契約不適合責任を負うのは、お客様が本ソフトウェアを契約した日から1年以内、もしくは当社とお客様の間で締結された本ソフトウェアの保守契約が有効な期間に限られ、それ以外の期間においては、お客様は当社に対し契約不適合を理由に権利行使はできないものとします。
- 年間ライセンス契約のお客様に対して、当社が、本条に定める契約不適合責任を負うのは、当社とお客様の間で締結された本ソフトウェアの利用有効期間内に限られ、それ以外の期間においては、お客様は当社に対し契約不適合を理由に権利行使はできないものとします。

### 第9条（免責）

- 当社は、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
- 当社は、当社の故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。
- 当社がウェブサイトで公開している推奨動作環境以外の環境における動作は保証しません。また、当社は、推奨動作環境を適時変更および更新ができるものとします。
- OS、Web 閲覧ブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われた他社製ツール類に起因する瑕疵については、当社はその責任を負わないものとします。
- 当社は、将来リリースされたハードウェアおよび OS やブラウザ等のソフトウェアと本ソフトウェアの組み合わせにおける動作について、責任を負わないものとします。

### 第10条（反社会的勢力の排除）

- ログスウェアは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ログスウェアは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。ログスウェアは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、それによりお客様に損害が生じてもこれを賠償することはありません。
  - 反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
- ログスウェアが本条第1項の表明及び確約に違反した場合、お客様は何らの催告をすることなく契約を解約する事ができ、それによりログスウェアに損害が生じてもこれを賠償する事はありません。

### 第11条（権利関係）

- 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、ログスウェアに帰属します。
- お客様は、本利用規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

### 第12条（禁止事項）

お客様は、使用権が許諾された本利用規約の有効期間中であっても、以下のことを行うことは禁止されます。

- 「本ソフトウェア」を本利用規約の目的のため以外に使用すること。
- 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みることを。
- 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
- 本利用規約で定められた「本ソフトウェア」使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

**LOGOSWARE Libra ソフトウェアライセンス利用規約****第13条 (許諾解除)**

ロゴスウェアまたはお客様は、相手方が次の各号の一に該当したときは何らの通知催告を要せず直ちに使用許諾を解除することができるものとします。お客様の責に帰すべき理由で解除された場合、本利用契約の有効期間内であっても、ロゴスウェアはお客様に対する返金等の責務を負わないものとします。

1. 本利用規約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内に是正を行わないとき。
2. 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき。
6. 租税公課の滞納処分を受けたとき。
7. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき。
8. 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき。
9. 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき。
10. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。
11. 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

**第14条 (準拠法等)**

本利用規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本利用規約に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

**第15条 (機密保持)**

ロゴスウェアおよびお客様は、本利用規約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本利用規約の有効期間はもちろん、その終了後においても、第三者に漏洩してはならないものとします。

**第16条 (販売の終了)**

1. ロゴスウェアは、「本ソフトウェア」の販売を終了することがあります。
2. ロゴスウェアが「本ソフトウェア」の販売を終了した場合でも、「商品ライセンス情報」に記載される期間のバージョンアップサービスは継続されます。

**第17条 (日本国外での利用)**

1. お客様は、「本ソフトウェア」について日本国外へ輸出または国外で利用する場合、適用される日本及びその他の国の輸出管理に関する法令を遵守することに同意するものとします。
2. お客様が「本ソフトウェア」を日本国外へ輸出または国外で利用する場合、当該行為から生じる一切の責任はお客様が負うものとします。
3. お客様が「本ソフトウェア」を日本国外へ輸出または国外で利用した事によりロゴスウェアが損害を被った場合、お客様はその損害の全額を賠償するものとします。

**第18条 (協 議)**

本利用規約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上

LOGOSWARE Libra ソフトウェアライセンス利用規約

## 改正履歴

2015年10月27日 (-03)

- ・名称変更 「Libra SQUARE」 → 「LOGOSWARE Libra」

2017年2月15日 (-04)

- ・新バージョン「LOGOSWARE Libra V」に対応するよう文言調整

2018年1月19日 (-05)

- ・文言変更 「保守サービス」 → 「バージョンアップサービス」へ名称変更

2018年5月28日 (-06)

- ・第10条（反社会的勢力の排除）追記

2020年2月7日 (-07)

- ・第10条（反社会的勢力の排除）： 3項追記

2020年7月20日 (-08)

- ・第10条（反社会的勢力の排除）： 2項文言追記

2021年11月22日 (-09)

- ・第8条（瑕疵担保責任）： （契約不適合）条項見直
- ・第9条（免責）： 第8条（契約不適合）変更により見直